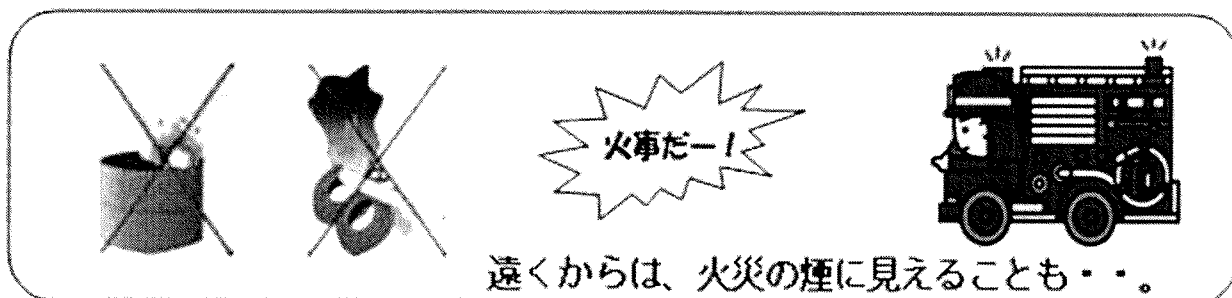


ごみの焼却 ・ 法で認められている 以外の野焼きは、犯罪です！

平成13年4月以降、いわゆる「野焼き」は、農業、林業を営むためにやむを得ない焼却やたき火・キャンプファイヤーなどのごく一部の例外を除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条の2で禁止されており、厳しい罰則(5年以下の拘禁、1,000万円以下(法人は3億円以下)の罰金、またはこれらの併科)が適用されています。残念ながら違反が後を絶ちません。

野外焼却は、煙、すす、悪臭により周囲の人に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類や塩化水素などの有害物質発生の原因となります。お互いが快い環境で過ごすためにも、ごみは絶対に野外で焼却せずに、適正に処理しましょう！

※ ごみ焼き、野焼きからの延焼による火災や、煙を火災と見間違え消防車が出動する事例も発生しています。(水バケツ・水道ホースなど消火用具を事前に準備してください。)



○政令で定められている例外（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）
（※生活環境保全上の支障がある場合には、行政指導の対象となることがあります。）

認められる場合	具 体 例
農業、林業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却 (※廃ビニル、廃タイヤの焼却は生活環境に著しい支障を生じるのでできません。)	農業者が行う病虫害防除のための田んぼのあぜ焼き、稲わらの焼却、もみ殻のくん炭焼き、林業者の伐採枝の焼却
風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却	どんど焼きなどの地域の行事における不要となった門松・しめ縄などの焼却、塔婆の供養焼却
震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却	凍霜害防止のための稲わらの焼却、災害時(地震・台風など)、災害復旧時の木くずなどの焼却、火災予防訓練時の焼却
たき火その他日常生活を営むうえで通常行われる木材等の焼却であって軽微なもの。(書類などの焼却はこれには該当しません。)	暖をとるためのたき火やキャンプファイヤーなどの木くずの焼却、暖をとったり煮炊きをするための薪ストーブの使用。(ごみを薪ストーブで焼くのは禁止です。)

認められる場合	具 体 例
国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却	河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却、道路管理者による道路の維持管理を行うための剪定した枝の焼却
これらのほかに、森林病虫害等防除法に基づく病虫害の付着した木の枝の焼却、家畜伝染病予防法に基づく伝染病に罹患（りかん）した家畜の死体の焼却があります。	

——— 野 焼 き Q & A ———

Q1 家庭のごみをドラム缶や簡易焼却炉で燃やしてもだめですか？

A1 一般家庭でのごみの焼却行為は、ほぼ全て「野焼き」に該当し、罰則の対象となります。家庭のごみは「ごみの分別の手引き」に従い、適切に分別して、出しましょう。

※ 地面での直接焼却を行う場合だけでなく、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、穴を掘っての焼却、法で定められた基準を満たしていない焼却炉などによるごみの焼却は、野焼きと同じですから行わないでください

Q2 どんど焼きや稲わら、もみ殻を燃やすのもだめですか？

A2 廃棄物の焼却は、原則として処理基準に従う必要があります。上記「政令で定められている例外」である、風俗慣習、宗教上必要な焼却や、農林水産業を営むために必要な焼却など、一部罰則の適用から除かれていますが、焼却を行う前に市環境衛生係にて法律で認められている焼却が確認を受け、「火災と紛らわしい煙又は火災を発するおそれのある行為の届出書」を作成し、消防本部予防係に提出する必要があります。この場合でも、廃棄物の焼却には一般に厳しい基準が適用されますので、①煙の量や臭いが近所の迷惑にならない程度の少量にとどめる（苦情が出ない量にとどめる）・②風向きや強さ、時間帯を考慮する・③草木などはよく乾かし煙の発生量を抑える・④ご近所の理解を得て迷惑にならないようにするなどの注意が必要です。

Q3 事務所から出る弁当がらや紙くずなどごく少量のものを簡易焼却炉で燃やしてはだめですか？

A3 燃やす量にかかわらず罰則の対象となります。事業者の方は事業所から出るごみを自ら責任を持って、適切な業者に処理を委託してください。

Q4 廃棄物はどのような焼却が認められるのですか？

A4 厳しい基準を満たす焼却設備を用いた焼却が認められますが、一般的には大がかりな装置となるため、家庭や小規模事務所への設置には向きません。また、一定規模以上の施設設置に際しては、事前に許可や届出が必要となります。

ごみの焼却・野焼き・不法投棄を発見した場合は、市役所へ！